主 文 特許庁が、同庁昭和二十三年抗告審判第一五号拒絶査定不服事件について、昭和二十三年十月四日になした審決を取消す。

訴訟費用は被告の負担とする。 事

原告等訴訟代理人は、主文同旨の判決を求める旨申立て、その請求原因として、 次のとおり述べた。

本願商標は「ミヨシ」という文字から成り、商標法施行規則第十五条に規定する類別第五類「シャンプー」その他本類に属する商品を指定商品として、昭和二十一 年五月二十四日特許庁に対し、登録出願せられたが、その拒絶査定があつたので、 これに対して原告等は抗告審判を求めたところ、特許庁は同庁昭和二十三年抗告審判第一五号事件として審理したうえ、昭和二十三年十月四日、本願商標は有触れた 氏姓「三好」の文字を普通に使用する書体で「ミョシ」と片仮名文字にて表示した ものに過ぎないから商標として特別顕著性がない、との理由によつて、原告の請求 を排斥する旨の審決をした。しかしながら、登録商標の要件としての所謂「特別顕 著性」の存否については、その商標の構造自体のみによつて決すべきものではな く、その使用される商品の種類、数量及び使用の期間等取引の実際を考慮して、 般取引者並びに需要者に対する関係において、当該商標によつて、自他商品の区別 を明確ならしめるものか否かを標準として判定すべきものでおる。 これを本件につ いてみるに、「ミヨシ」なる商標は、原告ミヨシ化学興業株式会社が製造し原告ミ ヨシ商事株式会社がその販充にあたつている「シャンプー」等化粧品について、過去三十余年に亘て、原告等の共同にて使用してきたものであつて、この永年の使用 により、「ミヨシ」の標章は原告等の製造販売にかかる商品を表示するものたし て、一般取引者並びに需要者の間に、広く認識せられ、これによつて他人の製造販 売する商品と区別されてきたものである。この見地からみれば、本願商標は特別顕 著性を有するから、これが登録出願は許容さるべきものでおるのに拘らす、これを

排斥した本件審決は不当である。よつてこれが取消を求める。 立証として、甲第一、二号証、第三号証の一、二、第四号証の一乃至五を提出 し、証人A、B、C、Dの各証言を援用した。 被告指定代理人は、原告の請求棄却の判決を求め、答弁として、次のとおり述べ

原告等の主張するような本願商標の登録出願に関する拒絶査定に対してなされた 抗告審判事件について、原告等の主張するような審決のあつたことは認めるが、そ の他の原告等の主張事実は争う。本願商標は有触れた氏姓の「三好」の文字を普通 に使用する書体で「ミヨシ」と単に片仮名文字で表示したもので、かような商標が 自他商品甄別の標識としての特別顕著性を欠いているととは、商標法第八条第一項 の規定により商標権の効力がとれに及ばないことから考えて明白である。然らばかような商標が自他商品甄別の標識として、一見直ちにその商標使用者の商標なりとして認識せらるるに至る程度に世上著名ならざる限り本願商標の登録を商標法第一 条第二項の規定により拒絶した本件審決は相当である。

原告等訴訟代理人の提出した甲号各証の成立を認めた。

由

原告等の主張するような本願商標の登録出願に関する拒絶査定に対してなされた 抗告審判事件について、原告等の主張するような審決のあつたことは、本件当事者 間に争がない。

よつて本願商標が登録の受けることのできる特別顕著性を具備しているか否かに ついて考察する。

商標法第一条第二項において、登録商標の要件として、所謂「特別顕著性」を要 求している所以は、商標の誤認によつて商品の混同をきたし、不正の競争を生ぜん ことを防止するため、一般市場において、当該商標により、自他商品の区別を明確ならしめようとする趣旨に出でたものである。従つてある商標が自他の商品を甄別せしめるに足る特別顕著性を有するか否かについては、単にその商標の外観、称呼 或いは観念などのみによって決すべきではなく、その商標と一定の商品との関係に おいて、一般取引者並びに需要者が当該商標によつ〈要旨〉て、その商品の出所を認 識し得るか否かにより、これを判定すべきものであつて、自己の氏名、名称または 商〈/要旨〉号を普通に使用せられる方法を以て表示した商標と雖も、長年月の間継続 して一定商品に使用せられてきた結果、その商品との関係において、取引上右商標 の名称が固有名詞化せられ、該商品にその商標を添付するときは、とれによつて、

一般取引上直ちに商品の出所を認識せられるのに足るときは、特別顕著性を具備するに至ったものとして、登録商標たる適格を有するものと解すべきである。

一右認定の事実を前に述べた「特別顕著性」の趣旨に照して考えると、本願商標は、人の氏名若しくは商号に当る文字を普通に使用する書体で「ミヨシ」、 本願 商標 名字にて表示したものであるから、その構成自体のみからと、特別顕著性 シマニないというべきである。しかし右 等化粧品に使用せられ、昭和二年の実践、 古人の販売にあたってきた原告ミヨシ商事株式会社の製造そして共同に使用して表でとものであるがられたもの販売にあたのとにおいて、 一般取引社会に入上「ミョシ」なる商標とである。 大田の関係において、取引上「ミョシ」なる商標とである。 大田の関係において、取引と記を書き、 一般取引者が当該商標と同じまして、 一般取引者が当該商標と認めることが相当である。

のと認めることが相当である。 然らば、本願商標は特別顕著性を有するものと判定すべきであるから、他に出願 登録を拒絶する理由の主張のない本件においては、特別顕著性なしとして原告の請求を排斥した原審決は失当であるから、とれを取消すべきものとする。

よって原告等の請求を正当として認容し、訴訟費用について、民事訴訟法第八十 九条に則り主文のとおり判決する。

(裁判長判事 渡辺葆 判事 浜田潔夫 判事 牛山要)